



22 高都計第 544 号

高知県屋外広告物審議会長 様

高知県屋外広告物条例第 50 条第 2 項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

平成 23 年 2 月 3 日

高知県知事 尾崎 正直



記

- 1 自動車専用道路における禁止地域等の指定の追加について
  - ・都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線及び当該道路から側方へ 100 メートル以内の区域で、香南やすインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
  
- 2 自動車専用道路における許可地域等の指定の追加について
  - ・都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線及び当該道路から側方へ 500 メートル以内の区域で、香南やすインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
  - ・阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路及び当該道路から側方へ 500 メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）